



令和元年12月12日

児童相談所開設に伴う子どもの権利擁護体制の整備について

世田谷区は、児童相談所開設に伴い、児童相談所が一時保護所へ保護した子どもや、児童養護施設、里親などに措置した子どもの意見表明支援をはじめとする権利擁護の体制を整備します。

1 一時保護所での権利擁護の取組み

(1) 一時保護所の概要

一時保護所は、児童福祉法に基づく児童の一時保護のための施設であり、区では、子どもが家庭的な雰囲気の中で生活できるよう少人数の運営を行うとともに、学齢時の居室は個室として整備する。

児童定員	26名(男子12、女子8、幼児6)
職員体制	一時保護課長 1名 児童指導員・保育士 30名 児童心理司 1名 看護師 1名 (その他、学習指導員や栄養士等の非常勤職員を任用する)

施設の性質上、所在地は非公表

(2) 第三者委員の設置 < 随時実施 >

弁護士、主任児童委員が第三者委員として一時保護所を定期的に訪問し、子どもの様子を確認する。必要に応じて面談を行い、日常における不満の有無などの聞き取りを行う。

(3) 外部評価の実施 < 3年に1回 >

外部評価機関への委託により、一時保護所における権利擁護体制の評価を定期的に実施する。

(4) 一時保護所のしおりの作成・配付

一時保護所で生活する際のルール等を分かりやすく記載したしおりを作成・配付し、施設内における不満や意見、改善要望などがあった場合の対応方法等について、事前に十分な説明を行う。

(5) 意見箱の設置

子どもが自分の意見や不満等を職員や第三者委員、「せたホッと」に相談するための投函箱を設置し、自由に意見を表明できる機会を確保する。

(6) 子ども会議の開催

所内の基本的なルール等について子ども同士で話し合い、決まり事などを決定するための子ども会議を毎週開催する。

(7) 子どもの意見を聞く会の実施

子どもから一時保護所内での不満や意見を聞く場を設けることで、職員に子どもが気軽に相談できる関係性を構築するため、子どもの意見を聞く会を月1回程度開催する。

児童相談所

一時保護所

一時保護所苦情解決制度の構築

一時保護所について、入所者等からの苦情の適切な解決を図り、入所者等の権利擁護、保護所が提供するサービスの質の向上及び運営の信頼性を確保する体制を構築する。

一時保護所のしおりの配布 随時

子どもが一時保護所に入所する際は、子どもの権利や一時保護所での生活、生活する際のルールなどが分かりやすく記載された「一時保護所のしおり」を配布するとともに、一時保護所内で不満や意見などがあった場合の相談方法等を子どもに丁寧に説明する。

意見箱の設置 随時

一時保護所内に子どもが誰にも見られずに、自身の意見を記載したり、第三者委員、人権擁護機関へ相談をすることができる箱を設置する。また、投函する紙面には子どもの意向に応じた宛先を予め記載し、関係者のみが内容を確認できるように工夫を講じる。

子ども会議の開催 毎週

一時保護所内の基本的なルールなどについて、定期的に子ども達のみで話し合い、決めていくことによって、一時保護所内の子どもの権利を保障する。

一時保護所職員による子どもの意見を聞く会の実施 月1回程度

子ども達が一時保護所内で生活する中で不満や意見を定期的に一時保護所職員が聞く機会を設け、子ども達が思っていることを職員に気軽に伝えられる関係性を構築する。

一時保護所
第三者委員

【ポイント】

一時保護所第三者委員を設置し、委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子ども達の様子を確認するとともに、必要に応じて子どもと面談し、日頃の不満などの意見を聞き取る。聞き取った内容は適切に児童相談所等へ伝達する。

一時保護所
外部評価機関

【ポイント】

外部の評価機関により、一時保護所において子どもの権利が守られている体制かを含めた評価を定期的実施する。

2 措置された子どもへの取組み

子どもが児童養護施設や里親のもとで生活するにあたり、子どもの権利や、困ったときの相談先などをわかりやすくまとめた「子どもの権利ノート」を配付し、丁寧な説明を行う。

3 「せたホッと」との連携

- ・児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害、入所施設等の処遇不満、改善要望などがあった場合は、せたホッとへ相談等ができるよう、「一時保護所のしおり」や「子どもの権利ノート」を用いて、せたホッととの制度や連絡方法を周知する。
- ・相談等を受けたせたホットは、関係機関との連携・協力のもと、助言や支援を行い、個別救済のための申立等があった場合は、関係機関に対し調査、調整等を行うことで問題の解決を図る。

子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(せたホッと)

平成25年に設置した子どもの人権擁護のための第三者機関。

関係機関との連携・協力のもと、子どもへの助言や支援を行う。個別救済の申立等があった場合は関係機関に対して調査を実施し、必要に応じて要請や意見表明を行う。